

# 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト シンボルマーク使用規程

## 1. 趣旨

この規程は、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

## 2. 管理事務

シンボルマークの権利は環境省が保有し、管理事務は環境省自然環境局自然環境計画課（以下「シンボルマーク管理者」という。）が行う。

## 3. 使用について

次の場合には、シンボルマークの使用を認める。

- ア. 日本国の機関及び地方公共団体が、当プロジェクトの趣旨に沿った活動において使用する場合。
- イ. 当プロジェクトチームが認めた「つなげよう、支えよう森里川海」アクションの活動において使用する場合。
- ウ. 別添1または別添2の賛同書を提出した者や団体が、当プロジェクトの趣旨に沿った活動において使用する場合。
- エ. 環境省が当プロジェクトの趣旨に沿うものとして後援、共催、協力する行事等に使用する場合。
- オ. 当プロジェクトの広報を目的に使用する場合。
- カ. 当プロジェクトに関わる報道において使用する場合。
- キ. その他、当プロジェクトの普及啓発に寄与する場合。

シンボルマーク等の使用については、広く自由に使っていただきため、使用許可は必要としないが、上記ア～キ以外において使用する場合は、どのようなものに使用されるかを把握するため、事前の届出制とする。使用者は、別添3の届出に使用目的、使用期間、使用方法等を明記し事前にシンボルマーク管理者に届け出こととする。

## 4. 使用後の報告について

シンボルマーク等の使用した場合は、原則として活動報告書（様式1）を提出するものとする。なお、提出された活動報告書は、必要に応じてシンボルマーク管理者により環境省の「つなげよう、支えよう森里川海」ホームページに掲載するものとする。

## 5. 禁止事項

シンボルマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 当プロジェクトの主旨に反する使用の場合。

- (2) 当プロジェクトの目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がシンボルマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受ける場合。
- (6) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (7) 使用者が実体の無い団体の場合。
- (8) 別紙のシンボルマーク仕様書(2. シンボルマークの仕様)に反して使用する場合。
- (9) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業及び個人に関わりがある者が使用する場合。
- (10) その他、本規程の定めに適合しない場合。

## 5. シンボルマークを使用する者の責務等

シンボルマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、シンボルマーク管理者はシンボルマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

## 6. シンボルマークの使用改善・禁止の要求

シンボルマークを使用する者が、3. 禁止事項に定める事項に抵触している場合には、シンボルマーク管理者は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。使用改善の要求に従わない場合には、シンボルマーク管理者は当該使用者に対する使用の禁止を求めることができる。なお、シンボルマーク管理者はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

## 7. その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は環境省自然環境局自然環境計画課が別に定める。

### 附則

本規程は、平成28年1月4日より施行